

## 入札公告（説明書）

令和7年3月26日  
東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 堀 圭一

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

### 調達手続の概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 契約件名（工事名）    | 道東自動車道 トマム南富良野地区下部工工事   |
| 2. 工事内容         | 工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと   |
| 3. 契約責任者        | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一  |
| 4. 契約担当部署       | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30<br>(電話) 011-896-5777<br>(mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. 入札方法         | 電子入札  |
| 6. 単価表の提出       | 必要…入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること  |
| 7. 契約書の作成       | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと  |
| 8. 支払条件         | 前金払の有無：「有」<br>部分払の有無：「有」  |
| 9. 競争参加資格要件等    | 『共通入札公告』2-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり   |
| 10. 入札手続き日程     | 本書『入札手続き日程』のとおり   |
| 11. 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」   |
| 12. 材料価格等の掲載    | 掲載資料の有無：「有」   |
| 13. 見積活用方式の有無   | 「無」   |
| 14. その他         | 週休2日工事、工事工程表開示試行工事、カーボンニュートラル試行工事（受注者の提案によるカーボンニュートラルに資する取り組みを推進するもの。取り組みを実施した場合は、しゅん功時の工事の成績評定において加点を行う。）                |

以上

## 入札手続き日程

入札公告日		令和7年3月26日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年4月17日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>          入札公告の日から令和7年4月17日 16時00分まで          ※『共通入札公告』2-3-2.～2-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>          入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。          なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。          ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p><b>【提出書類】</b>          別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年5月15日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和7年6月12日 16時00分 ※『共通入札公告』の2-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b> 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和7年6月13日 13時00分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日から令和7年6月4日 16時00分まで</p> <p><b>【受付方法】</b> 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。</p> <p><b>【受付場所】</b> 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 (設計業務成果品等)	<p><b>【貸与申込期間】</b> 入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日までを予定 (休日を除く10時00分から16時00分まで)</p> <p><b>【貸与場所】</b> 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5-12-30 NEXCO東日本 北海道支社</p> <p><b>【貸与方法】</b> 契約担当部署への事前連絡後、上記に示す貸与場所において電子媒体を貸与する。別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を事前に2部作成し、貸与を受ける際に持参、提出すること。</p> <p><b>【返却期限】</b> 返却期限・方法については、共通入札公告（工事）2-5-11.を参照のこと。</p>

19	<p>資料の掲載 (参考積算条件書)</p>	<p><b>【掲載資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考積算条件書</li> </ul> <p>参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。なお、掲載資料は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 主要な材料の設計単価</li> <li>(2) 間接工事費の適用工種および補正区分</li> </ol> <p>[見積活用方式を採用の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 見積活用方式を採用した工事における当社採用単価※<sub>1</sub>※<sub>2</sub></li> </ol> <p>※1 諸経費を除く ※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適応工事を除く</p> <p><b>【掲載場所】</b></p> <p>弊社ＨＰの本件入札公告情報に掲載。</p> <p><b>【掲載日】</b></p> <p>令和7年5月28日を予定</p> <p><b>【その他注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。</li> <li>(2) 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。</li> <li>(3) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</li> <li>(4) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</li> <li>(5) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</li> </ol>
----	----------------------------	--

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		道東自動車道 トマム南富良野地区下部工工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅰ型)		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無		
	入札ボンド	対象外			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
審査時期		事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別(土木工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。		
		工事種別	土木		
		等級	A	Aで構成する2者JV	A及びBで構成する2者JV
	施工実績	対象となる施工実績	平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 a) コンクリート橋台又は橋脚の工事		
		同種工事	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。 特定JVにあってはすべての構成員が「同種工事」の施工実績を有するもの。 なお、2者JVの場合はすべての構成員が30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 道東自動車道 下トマム鶴川基本詳細設計	受注者名) 中央コンサルタンツ(株)	
		施工管理業務の受注者	業務名) 道東自動車道 中トマム鶴川橋基本詳細設計	受注者名) 八千代エンジニアリング(株)	
	その他		業務名) 道東自動車道 トマム工事区施工管理業務	受注者名) バシコン技術管理(株)	
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)	-	
			対象となる後発工事名(その2)	-	

## 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める評価資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅰ型			技術評価点(満点)		20点																		
評価項目			評価基準																				
施工の確実性	施工計画立案能力	オープンケーション基礎の工事作業とソリューション内部施設に関する施工計画	評価を行う者が、提出された施工計画について下表の評価基準に基づき評価した後、評価を行った者の平均点を付す(小数第4位以下切捨て)。																				
			評価	評価基準	評価点	配点																	
施工の確実性	企業	同種工事の工事成績	優	施工計画を立案する上での着目点や課題に対して特に優れている施工計画である。	8.0点	○																	
			良上	施工計画を立案する上での着目点や課題に対して優れている施工計画である。	6.0点																		
			良	施工計画を立案する上での着目点や課題に対して普通の施工計画である。	4.0点																		
			良下	施工計画を立案する上での着目点や課題に対して普通の施工計画である。	2.0点																		
			可	施工計画を立案する上での着目点や課題に対して普通の施工計画である。 ・設計図書に適合しない場合は採用できない施工計画である。	0.0点																		
			不採用	・履行状況の確認ができない施工計画である。 ・添付資料を参照しないと評価できない施工計画である。	0.0点																		
			欠格	・施工計画が未提出又は白紙提出であら ・開標方法に抵触する内容が含まれる施工計画である ・開点評価の評価対象とした施工計画のすべてが不採用である。	競争参加資格無し																		
			△留意事項																				
			① 提出されたすべての施工計画について、記載内容のすべては一部に関係法令に抵触する内容が含まれる場合、競争参加資格が無いものとみなす。 ② 施工計画に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図面を含めても良いが判断可能なものであること。 ③ 記載する施工計画が求められる項目ごとに記載できる施工計画の項目は1項目までとし、A4版面1頁で記載すること。 ④ 記載する施工計画は、監督者が履行確認可能な内容とする。履行確認が出来ない施工計画は不採用とする。 ⑤ 記載する施工計画(施工計画の一部も含む)が、当該工事の設計図書に適合しない又は当該工事で採用できない内容である場合、当該施工計画(施工計画の一部も含む)を不採用とする。 ⑥ 施工計画の記載内容と添付資料と離脱がある場合、添付資料は評価に用いない。 ⑦ 添付資料を参考しないと評価できない施工計画は不採用とする。 ⑧ 記載する施工計画1項目を欠く場合は記載者の1項目で加算評価を行い、それ以降の施工計画は加点評価対象としない。ただし、1項目を超えて記載された施工計画についても採用又は欠格の評価を行った場合、採用とした施工計画は履行義務を負うものとする。 ⑨ 加点評価の対象とした施工計画のすべてが不採用となった場合、競争参加資格が無いものとみなす。 ⑩ 不採用とした施工計画又は施工計画の一部は競争参加資格認証結果通知に併せて不採用の通知を行う。不採用となった施工計画又は施工計画の一部は当該工事で履行してはならない。																				
施工の確実性	企業	同一工事種別における表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事成績評価の対象とする同種工・コンクリート橋台又は橋脚の工事等:																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 × <math>\frac{(同種工事実績の工事成績評定点×係数b)+70)}{20}</math> × 係数a</td> <td>(6点)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	評価点= 配点 × $\frac{(同種工事実績の工事成績評定点×係数b)+70)}{20}$ × 係数a	(6点)			(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)								
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																				
評価点= 配点 × $\frac{(同種工事実績の工事成績評定点×係数b)+70)}{20}$ × 係数a	(6点)																						
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)																							
△受渡し時期																							
受渡し時期	同種工事の受渡しが令和3年4月1日以後の場合	同種工事の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以後の場合	同種工事の受渡しが平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以後の場合																				
受渡し機関	① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25																			
	② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																			
	③ 上記に該当しない		0.00																				
△成績bの算定は下記のとおり																							
① NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合		1.000																					
② NEXCO中日本と令和3年4月1日以後の工事成績評定点の場合		0.954																					
③ NEXCO中日本と平成30年7月31日までの工事成績評定点		0.926																					
④ NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合		0.954																					
△留意事項																							
① (同種工事実績の工事成績評定点×係数b)が90点以上の場合には(同種工事実績の工事成績評定点×係数b)+70点とする。 ② 平成26年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点70点に満たない場合は工事成績評定の無い場合、評価点は10点とする。 ③ 公的機関とは、国、地方公共団体及び「公共工事の入り及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」の第二条に記載の政令で定める法人をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。																							
施工の確実性	企業	同一工事種別における表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準 / 評価点</th> <th>評価基準 / 評価点</th> <th>評価点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰時期 表彰社員</td> <td>令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以後までの表彰実績</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る))</td> <td>2.00点</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の各事務所社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0.00点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準 / 評価点	評価基準 / 評価点	評価点	履行確認対象項目	表彰時期 表彰社員	令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以後までの表彰実績			① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る))	2.00点	1.00点	0.50点	② NEXCO東日本の各事務所社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点	③ 上記に該当しない
評価基準 / 評価点	評価基準 / 評価点	評価点	履行確認対象項目																				
表彰時期 表彰社員	令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以後までの表彰実績																						
① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない又は各支社長による優秀工事等の表彰実績(同一工事種別に限る))	2.00点	1.00点	0.50点																				
② NEXCO東日本の各事務所社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は各支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点																				
③ 上記に該当しない		0.00点																					
△留意事項																							
① 同一工事種別とは、本工事の競争参加資格における工事種別と同一であることをいう。 ② 表彰実績は工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであることを。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト縮減優秀工事、工程管理優秀工事又は優良工事」としての表彰であることを。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 ⑦ 本工事の工事種別に対する表彰実績の評価対象となる平成28年3月以前に発注された工事の工事種別は下表のとおりとする。 下表にない工事種別に対する本工事と同一の工事種別に対する表彰実績の点を評価対象とする。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>本工事の工事種別</th> <th>平成28年3月以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>土木工事、のり面処理工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>P/C機上部工事工事、鋼橋上部工事工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>道路付属工事</td> <td>防護柵工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>土木補修工事</td> <td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事 のり面処理工事、道路補修工事</td> </tr> </tbody> </table>				本工事の工事種別	平成28年3月以前に発注した工事の工事種別	土木工事	土木工事、のり面処理工事	機械設備工事	P/C機上部工事工事、鋼橋上部工事工事、道路補修工事	道路付属工事	防護柵工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	機械設備工事	土木補修工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事 のり面処理工事、道路補修工事								
本工事の工事種別	平成28年3月以前に発注した工事の工事種別																						
土木工事	土木工事、のり面処理工事																						
機械設備工事	P/C機上部工事工事、鋼橋上部工事工事、道路補修工事																						
道路付属工事	防護柵工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																						
機械設備工事	機械設備工事																						
土木補修工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事 のり面処理工事、道路補修工事																						
△留意事項																							
① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価点は0点とする。																							
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している</td> <td>1.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td> <td>0.50点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3)においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</td> <td>0.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点			②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点			※3)においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。	0.00点						
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																				
①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している	1.00点																						
②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している	0.50点																						
※3)においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。	0.00点																						
△留意事項																							
施工の円滑性	企業	品質管理・環境・労働安全衛生マジメントシステムの取得状況	① NEXCO東日本への令和3年4月1日以後の災害協力実績である場合		1.00点	-																	
			② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以後の災害協力実績である場合		0.50点																		
施工の円滑性	企業	災害時の協力実績(災害復旧方式の施工実績)	③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以後の災害協力実績である場合		0.25点																		
			④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合		0.00点																		
			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																				
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①女性活躍推進法に基づく認定(えるばし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるばし認定企業)</td> <td>2.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②次世代育成支援制度に基づく認定(くるまん認定企業(平成29年3月1日までの基準/平成29年4月1日以後4年3月31日までの基準)(令和4年4月1日以後の基準)・トライくるまん認定企業・プラチナくるまん認定企業)</td> <td>1.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況</td> <td>0.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	①女性活躍推進法に基づく認定(えるばし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるばし認定企業)	2.00点			②次世代育成支援制度に基づく認定(くるまん認定企業(平成29年3月1日までの基準/平成29年4月1日以後4年3月31日までの基準)(令和4年4月1日以後の基準)・トライくるまん認定企業・プラチナくるまん認定企業)	1.00点			③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	0.00点			
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																				
①女性活躍推進法に基づく認定(えるばし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・プラチナえるばし認定企業)	2.00点																						
②次世代育成支援制度に基づく認定(くるまん認定企業(平成29年3月1日までの基準/平成29年4月1日以後4年3月31日までの基準)(令和4年4月1日以後の基準)・トライくるまん認定企業・プラチナくるまん認定企業)	1.00点																						
③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	0.00点																						
△留意事項																							
① 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。 ② 取得しているワーク・ライフ・バランス関連制度認定に認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。																							